

目 次

規 則	ページ
13 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例施行規則の一部を改正する規則……………	1

規 則

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 28 年 12 月 27 日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者

副管理者 渡 邊 廣 吉

新潟県市町村総合事務組合規則第 13 号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(日常生活上必要な行為)</p> <p>第 2 条の 5 条例第 2 条の 2 第 2 項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び次に掲げる者（<u>イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。</u>）の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）</p> <p>ア・イ (略)</p>	<p>(日常生活上必要な行為)</p> <p>第 2 条の 5 条例第 2 条の 2 第 2 項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）</p> <p>ア・イ (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成29年1月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第2条の5第5号の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。